

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月9日

【会社名】 株式会社ユーザベース

【英訳名】 Uzabase, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長(共同経営者) 稲垣 裕介  
代表取締役社長(共同経営者) 梅田 優祐

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号  
(平成30年7月1日から本店所在地東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号が上記のように移転しています。)

【電話番号】 (03)-4533-1999

【事務連絡者氏名】 経営財務企画担当専門役員兼CF0 村上 未来

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 (03)-4533-1999

【事務連絡者氏名】 経営財務企画担当専門役員兼CF0 村上 未来

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 21,580,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の  
行使に際して出資される財産の価額の合計額 7,341,580,000円  
を合算した金額  
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。  
また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年7月2日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が平成30年7月9日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しています。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券】

## (1) 【募集の条件】

&lt;訂正前&gt;

発行数	20,000個
発行価額の総額	18,360,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に20,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり918円とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成30年7月9日から平成30年7月11日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が918円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月31日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ユーザベース Corporate本部 東京都港区六本木七丁目7番7号
払込期日	平成30年7月31日(火)
割当日	平成30年7月31日(火)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 芝支店

(注) 1 第19回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成30年7月2日(月)(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会において発行を決議しています。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

発行数	20,000個
発行価額の総額	21,580,000円
発行価格	1,079円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月31日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ユーザベース Corporate本部 東京都港区六本木七丁目7番7号
払込期日	平成30年7月31日(火)
割当日	平成30年7月31日(火)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 芝支店

(注) 1 第19回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成30年7月2日(月)(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会及び平成30年7月9日(以下「条件決定日」という。)付の当社取締役会において発行を決議しています。

(後略)

## (2) 【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、平成30年8月1日以降、本新株予約権の各行使の効力発生日(効力発生日については、本欄外(注)6 本新株予約権の行使請求の方法(3)を参照。)(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)に、当該修正日以降修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、(a)発行決議日の直前取引日の東証終値に相当する金額又は(b)条件決定日の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。)のいずれか高い額とする。(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定により調整されることがある。)</p> <p>5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株(平成30年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は6.81%)、交付株式数は100株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,568,360,000円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、最も低い金額である3,275円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p>
----------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の 払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額(但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の東証終値と発行決議日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。</p>
--------------------	--

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>6,568,360,000円(発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額である。)</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
---	---

(中略)

(注) 1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、本日、「NewsPicks事業のグローバル展開に向けた、米国Quartz社の買収、第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するお知らせ」(以下「本M&Aプレスリリース」という。)で公表したとおり、NewsPicks事業が2023年までに、全世界でユーザー数(MAU)1,000万人、有料会員数100万人を達成し、“世界で最も影響力のある経済メディア”となることを目的に、米国発のクオリティ経済メディアのQuartz Media LLC(以下「Quartz社」という。)を買収(以下「本M&A」という。)することを発表しました。本M&Aの内容及び意義については本M&Aプレスリリースをご参照ください。

本M&Aに係る取得対価(計75百万米ドル(約82.5億円))(注1、2)のうち、現金対価(50百万米ドル、約55億円)については金融機関から借入期間を2年とする借入れにて調達します。

当社の主力事業であるSPEEDA(注3)事業及びNewsPicks(注4)事業は順調に成長しており、今後収益性の更なる向上が見込まれます。一方で今回買収を行う米国事業は、市場規模及び成長ポテンシャル共に大きなものであり、当社にとって次の10年の成長を牽引する重要な取り組みになります。当社は経営の意志として、買収後数年間は成長のための投資期間と位置づけ、Quartz社への投資を加速し、米国事業の黒字化を目指していきます。

本M&A完了後の当社の事業は、既存事業の収益化フェーズと米国事業の成長投資フェーズの両輪とするものであり、その中で当社の成長戦略を着実に遂行していくためには、財務基盤の充実が重要であると考えています。

当社はこのような考えのもと、本M&Aを含めた今後の成長戦略投資を推進するにあたり、Quartz社買収に係る借入金を返済することで十分な資金調達余力を確保すると共に資本負債構成の適正化を図り、また同時に自己資本を増強することを目的に、本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

本新株予約権の下限行使価額は、本日(発行決議日)の直前取引日の東証終値に相当する金額を下回らないように設定されています。これは、当社の現在の株価は既存事業に対する評価を反映したものであり、本M&Aによる影響は当社の今後の株価に反映されるとの考えに基づき、当社が本M&Aによる企業価値向上を実現していく中で本新株予約権の行使が進み、資金調達が実現する設計にしたものです。これにより、本新株予約権の発行及び行使に伴う株価への影響を軽減しつつ、資金調達を行うことが可能となります。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、平成30年8月1日以降、本新株予約権の各行使の効力発生日(効力発生日については、本欄外(注)6 本新株予約権の行使請求の方法(3)を参照。)(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。)に、当該修正日以降修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値に相当する金額である3,275円である。(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定により調整されることがある。)</p> <p>5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株(平成30年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は6.81%)、交付株式数は100株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,571,580,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p>
----------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時 の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額(但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初3,660円(条件決定日の直前取引日の東証終値)とする。</p>
--------------------	---

(中略)

新株予約権の行使に より株式を発行する 場合の株式の発行価 額の総額	<p>7,341,580,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
---	---

(中略)

(注) 1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

## (1) 資金調達の目的

当社は、平成30年7月2日付で、「NewsPicks事業のグローバル展開に向けた、米国Quartz社の買収、第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するお知らせ」(以下「本M&Aプレスリリース」という。)で公表したとおり、NewsPicks事業が2023年までに、全世界でユーザー数(MAU)1,000万人、有料会員数100万人を達成し、“世界で最も影響力のある経済メディア”となることを目的に、米国発のクオリティ経済メディアのQuartz Media LLC(以下「Quartz社」という。)を買収(以下「本M&A」という。)することを発表しました。本M&Aの内容及び意義については本M&Aプレスリリースをご参照ください。

本M&Aに係る取得対価(計75百万米ドル(約82.5億円))(注1、2)のうち、現金対価(50百万米ドル、約55億円)については金融機関から借入期間を2年とする借入れにて調達します。

当社の主力事業であるSPEEDA(注3)事業及びNewsPicks(注4)事業は順調に成長しており、今後収益性の更なる向上が見込まれます。一方で今回買収を行う米国事業は、市場規模及び成長ポテンシャル共に大きなものであり、当社にとって次の10年の成長を牽引する重要な取り組みになります。当社は経営の意志として、買収後数年間は成長のための投資期間と位置づけ、Quartz社への投資を加速し、米国事業の黒字化を目指していきます。

本M & A完了後の当社の事業は、既存事業の収益化フェーズと米国事業の成長投資フェーズの両輪とするものであり、その中で当社の成長戦略を着実に遂行していくためには、財務基盤の充実が重要であると考えています。

当社はこのような考えのもと、本M & Aを含めた今後の成長戦略投資を推進するにあたり、Quartz社買収に係る借入金を返済することで十分な資金調達余力を確保すると共に資本負債構成の適正化を図り、また同時に自己資本を増強することを目的に、本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値に相当する金額を下回らないように設定されています。これは、当社の現在の株価は既存事業に対する評価を反映したものであり、本M & Aによる影響は当社の今後の株価に反映されとの考えに基づき、当社が本M & Aによる企業価値向上を実現していく中で本新株予約権の行使が進み、資金調達が実現する設計にしたものです。これにより、本新株予約権の発行及び行使に伴う株価への影響を軽減しつつ、資金調達を行うことが可能となります。

(後略)

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

&lt;訂正前&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,568,360,000	5,500,000	6,562,860,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(18,360,000円)に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(6,550,000,000円)を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を本新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初の行使価額は条件決定日に決定されます。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額です。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

&lt;訂正後&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,341,580,000	5,500,000	7,336,080,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(21,580,000円)に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(7,320,000,000円)を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動します。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額です。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

## (2) 【手取金の使途】

&lt; 訂正前 &gt;

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
Quartz社買収に係る借入れの返済のための資金	5,500	平成30年8月～平成32年7月
本M & A後のNewsPicksの米国事業(Quartz社及びNewsPicks USA)のコンテンツ制作費その他運転資金	1,062	平成31年1月～平成32年12月
合計	6,562	

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
Quartz社買収に係る借入れの返済のための資金	5,500	平成30年8月～平成32年7月
本M & A後のNewsPicksの米国事業(Quartz社及びNewsPicks USA)のコンテンツ制作費その他運転資金	1,836	平成31年1月～平成32年12月
合計	7,336	

(後略)

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3 【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本M&Aが決議されています。当社は、本M&Aに伴う株価への影響の織込みのため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の新株予約権要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」という。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の新株予約権要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定が無い場合には任意に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこと等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(本新株予約権1個につき900円から918円)を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の1個の発行価額を918円としています。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役全員も、本新株予約権の発行価額の決定方法は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出される評価額レンジの範囲内で決定されること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、合理的であると判断しており、また、上記のような取締役会の判断過程についても特に不合理な点は認められないことも勘案して、本新株予約権の発行価額の決定方法についての取締役会の判断は相当である旨の意見を述べています。

<訂正後>

今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本M&Aが決議されています。当社は、本M&Aに伴う株価への影響の織込みのため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定しました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の新株予約権要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」という。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の新株予約権要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定が無い場合には任意に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこと等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額レンジ(本新株予約権1個につき900円から918円)を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権の1個の発行価額を918円と決定しました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日(平成30年7月9日)を条件決定日としたところ、本日(条件決定日)時点の評価額レンジは、1,061円~1,079円と算定され、当社はこれを参考として、割当予定先との間での協議を経て、本日(条件決定日)時点の本新株予約権1個の発行価額を、金1,079円と決定しました。その上で、両時点における発行価額を比較し、より既存株主の利益に資する発行価額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの発行価額を金1,079円と決定しました。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定される本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、当社監査役全員も、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記評価額レンジの範囲内で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しており、また、上記のような取締役会の判断過程についても特に不合理な点は認められないことも勘案して、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を述べています。